

新潟県選挙管理委員会規程第19号

市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年11月20日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程の一部を改正する規程

市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程（平成12年新潟県選挙管理委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中章及び条の表示に下線が引かれた章及び条（以下「削除章等」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（章及び条の表示、削除章等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章（略） 第2章 公職選挙法に関する報告等（第2条－第16条） 第2条 <u>削除</u> 第3条～第6条（略） 第7条 <u>削除</u> 第8条～第16条（略） 第3章（略） 第4章 <u>削除</u> 第18条 <u>削除</u> 第19条 <u>削除</u> 第20条 <u>削除</u> 第21条 <u>削除</u> 第5章（略） 第6章 補則（第25条－第27条） 第25条・第26条（略） 第27条 <u>（指定都市に対するこの規程の適用）</u> 附則 別記	目次 第1章（略） 第2章 公職選挙法に関する報告等（第2条－第16条） 第2条 <u>（指定投票区の指定等の通知）</u> 第3条～第6条（略） 第7条 <u>（指定在外選挙投票区の指定の通知）</u> 第8条～第16条（略） 第3章（略） 第4章 <u>農業委員会委員選挙に関する報告等（第18条－第21条）</u> 第18条 <u>（開票区分設等の申出）</u> 第19条 <u>（選挙人名簿の移送又は引継ぎの報告）</u> 第20条 <u>（当選等に関する報告）</u> 第21条 <u>（個人演説会開催施設指定の報告）</u> 第5章（略） 第6章 補則（第25条・第26条） 第25条・第26条（略） 附則 別記 <u>（指定投票区の指定等の通知）</u> 第2条 <u>公職選挙法施行令（以下「公選令」という。）</u> <u>第26条第2項の規定により指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めた旨又は指定投票区の指定を取り消した旨を通知する場合は、別記第1号様式に準じて、指定関係投票区を変更した旨を通知する場合は、別記第2号様式に準じてしなければならない。</u> （開票区分設等の申出）
（開票区分設等の申出） 第3条 <u>市町村委員会が公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第18条第2項の規定</u>	（開票区分設等の申出） 第3条 <u>市町村委員会が公職選挙法（以下「公選法」という。）第18条第2項の規定により市町村の区域を分け</u>

により市町村の区域を分けて数開票区を設け又は数町村の区域を合わせて1開票区を設けること及びこれらを変更することを必要とするときは、別記第3号様式に準じて申し出るものとする。

(選挙人名簿登録人員数の報告)

第4条 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「公選令」という。)第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録されている選挙人の数を報告するときは、別記第4号様式に準じてしなければならない。

2 (略)

(住民投票を行うべき事由発生の届出)

第17条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第85条第1項及び第262条第1項においてそれぞれ準用する公選法第120条第1項の規定により住民投票を行うべき事由が生じた旨を届け出る場合は、第12条の例によってしなければならない。

て数開票区を設け又は数町村の区域を合わせて1開票区を設けること及びこれらを変更することを必要とするときは、別記第3号様式に準じて申し出るものとする。

(選挙人名簿登録人員数の報告)

第4条 公選令第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録されている選挙人の数を報告するときは、別記第4号様式に準じてしなければならない。

2 (略)

(指定在外選挙投票区の指定の通知)

第7条 公選令第23条の2第2項の規定により指定在外選挙投票区を指定した旨を通知するときは、別記第7号様式に準じてしなければならない。

(住民投票を行うべき事由発生の届出)

第17条 地方自治法第85条第1項及び第262条第1項においてそれぞれ準用する公選法第120条第1項の規定により住民投票を行うべき事由が生じた旨を届け出る場合は、第12条の例によってしなければならない。

第4章 農業委員会委員選挙に関する報告等

(開票区分設等の申出)

第18条 農業委員会等に関する法律(以下「農法」という。)第11条において準用する公選法第18条第2項の規定により農業委員会の委員の選挙について、農業委員会の区域を分けて数開票区を設けること及びこれを変更することを必要とする旨を申し出る場合は、第3条の例によってしなければならない。

(選挙人名簿の移送又は引継ぎの報告)

第19条 農令第6条において準用する公選令第19条第3項の規定により農業委員会委員選挙人名簿の送付又は引継ぎを受けた旨及び送付又は引継ぎに係る選挙人名簿に登録されている者の数を報告する場合は、第6条の例によってなければならない。

(当選等に関する報告)

第20条 農法第11条において準用する公選法第108条第1項の規定により農業委員会の委員の選挙における当選等に関する報告をする場合は、第11条の例によってなければならない。

(選挙人名簿再調製の報告)

第22条 漁業法施行令(昭和25年政令第30号。以下「漁令」という。)第5条第5項において準用する公選令第22条第2項の規定により再調製された選挙人名簿に登録された選挙人の数を報告する場合は、第5条の例によってしなければならない。

(個人演説会開催施設指定の報告)

第24条 漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公選法第161条第3項の規定により個人演説会を開催することができる施設を指定した旨を報告する場合は、第14条の例によってしなければならない。

第26条 (略)

(指定都市に対するこの規程の適用)

第27条 自治法第252条の19第1項に規定する指定都市においては、第11条から第17条まで、第23条及び第24条の規定を除き、この規程中市の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会に適用する。

第3号様式 (第3条関係)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印
(略)

公職選挙法第18条第2項の規定により下記のとおり当市(区)(町)(村)の区域を分けて数開票区を設けられるよう((何町(村)の区域と併せて1開票区を設けられるよう))((開票区の区域を変更せられるよう))申出します。

(略)

(略)	市(区)役所(町村役場)からの距離
-----	-------------------

(略)

(個人演説会開催施設指定の報告)

第21条 農法第11条において準用する公選法第161条第3項の規定により個人演説会を開催することができる施設を指定した旨を報告する場合は、第14条の例によってしなければならない。

(選挙人名簿再調製の報告)

第22条 漁業法施行令(以下「漁令」という。)第5条第5項において準用する公選令第22条第2項の規定により再調製された選挙人名簿に登録された選挙人の数を報告する場合は、第5条の例によってしなければならない。

(個人演説会開催施設指定の報告)

第24条 漁業法第94条において準用する公選法第161条第3項の規定により個人演説会を開催することができる施設を指定した旨を報告する場合は、第14条の例によってしなければならない。

第26条 (略)

第1号様式 (第2条関係)

(略)

第2号様式 (第2条関係)

(略)

第3号様式 (第3条関係)

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印
(略)

公職選挙法第18条第2項の規定により下記のとおり当市(町)(村)の区域を分けて数開票区を設けられるよう((何町(村)の区域と併せて1開票区を設けられるよう))((開票区の区域を変更せられるよう))申出します。

(略)

(略)	市役所(町村役場)からの距離
-----	----------------

(略)

第4号様式（第4条関係）

その1

(略)

市区町村名
(略)

(略)

その2

(略)

市区町村名
(略)

(略)

第5号様式（第5条関係）

(略)

市区町村名
(略)

第6号様式（第6条関係）

(略)

市区町村名	
(略)	
選挙人名簿の 移送（引継ぎ） をした市区町 村名及びその 区域	市区町村名

注 「関係投票区名」欄には移送（引継ぎ）をした市区町村の移送（引継ぎ）に係る投票区名を記載し、その投票区の全部又は一部の別を付記すること。

第8号様式（第8条関係）

(略)

市区町村名
(略)

注 1 (略)

2 「H」欄には「I」欄計上分（申請先誤りとして經由領事官に返送したもので、補正がなされず市区町村選挙管理委員会に再送され、登録しなかった旨通知した数）を除いて記載すること。

第4号様式（第4条関係）

その1

(略)

市町村名
(略)

(略)

その2

(略)

市町村名
(略)

(略)

第5号様式（第5条関係）

(略)

市町村名
(略)

第6号様式（第6条関係）

(略)

市町村名	
(略)	
選挙人名簿の 移送（引継ぎ） をした市町村 名及びその区 域	市町村名

注 「関係投票区名」欄には移送（引継ぎ）をした市町村の移送（引継ぎ）に係る投票区名を記載し、その投票区の全部又は一部の別を付記すること。

第7号様式（第7条関係）

(略)

第8号様式（第8条関係）

(略)

市町村名
(略)

注 1 (略)

2 「H」欄には「I」欄計上分（申請先誤りとして經由領事官に返送したもので、補正がなされず市町村委員会に再送され、登録しなかった旨通知した数）を除いて記載すること。

第9号様式（第9条関係）

（略）

市区町村名

（略）

第10号様式（第10条関係）

（略）

市区町村名

（略）

在外選挙人名 市区町村名
簿の移送（引継ぎ）をした
市区町村名及
びその区域

注 「関係区域」欄には移送（引継ぎ）をした市区町村に係る関係区域を記載し、その区域の全部又は一部の別を付記すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第9号様式（第9条関係）

（略）

市町村名

（略）

第10号様式（第10条関係）

（略）

市町村名

（略）

在外選挙人名 市町村名
簿の移送（引継ぎ）をした
市町村名及び
その区域

注 「関係区域」欄には移送（引継ぎ）をした市町村に係る関係区域を記載し、その区域の全部又は一部の別を付記すること。